

# 一般社団法人岩手県臨床衛生検査技師会

## 中部地区技師会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人岩手県臨床衛生検査技師会中部地区技師会（略称、中部地区技師会）という。

#### (目的)

第2条 本会は、学術交流、地域医療への貢献及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、研究発表会の開催
- (2) 地域保健事業への協力
- (3) レクリエーション、その他目的達成のために必要な事業

### 第2章

#### (会員種別)

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員 正会員は一般社団法人岩手県臨床衛生検査技師会会員であり、中部地区に勤務又は存在するものとする。但し他地区に在住する者の入会を妨げない。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助するために入会した個人又は団体。

#### (入退会)

第5条 正会員、賛助会員の入退会しようとするものは、入退会申込書に所定の事項を記入し会長に届ける。

### 第3章

#### (種類、定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 会長               | 1名 |
| (2) 副会長              | 1名 |
| (3) 幹事（事務局、会計各1名を含む） | 4名 |
| (4) 監事               | 1名 |

#### (任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は当該当地区より選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(地区)

第8条 役員の選出区別を3区とする。 別表1

(役員の選出)

第9条 役員は原則各区2名を選出し、総会において承認を得るものとする。

2 会長、副会長、幹事は役員の互選とする。

3 監事は総会において選出する。

(職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は会務の執行にあたる。

4 監事は会務及び会計の監査を行い総会に報告する。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会 総会は年1回開催する。

(2) 役員会 役員会は会長、副会長、幹事で構成し、必要に応じて会長が召集する。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算書を総会に提案し承認を得るものとする。

第13条 雑則

#### 第6章 委任

(委任)

第14条 この会則に定めない事項が発生したときは役員会の決議を経て処理し、総会に報告する。

附則

(1) 本会の会則は設立承認のあった日から施行する。

(2) 第3章 第6条 第8条 平成18年4月改正

(3) 平成21年3月改正

(4) 第3章 第9条 平成25年4月改正

#### 別表1

|    |               |
|----|---------------|
| 1区 | 紫波町、花巻市、遠野市   |
| 2区 | 北上市、西和賀町、金ヶ崎町 |
| 3区 | 奥州市           |